

今後の検討の進め方について（魚類）（案）

「第二次以降の特定外来生物等の選定の作業手順」に基づき、検討対象の生物について、例えば次の特性やその組み合わせに着目して知見と情報の整理をすすめ、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると判断されるものについて選定するものとする。その際、文献による知見が不足していると思われるものについては、下記の特性に関する文献以外の情報の蓄積に努め、これらの情報をもとに、専門家会合における判断が可能かどうか検討する。

また、海外で被害をもたらしているものについては、海外での被害の内容を確認し、次の特性等に着目して我が国に定着して被害を及ぼすおそれについて検討する。

なお、漁業権が設定されている外来魚類については、漁業権の免許状況、利用形態に応じた管理の容易さ、代替性等を踏まえつつ、慎重に検討を行う。

また、特定の水域でしか繁殖できず、当該水域での被害の実態が不明確なものや、全国的に多数の飼養者がある一方で被害のおそれのある地域が限定的なもの及び直ちに規制を行うと大量に遺棄が生じ、かえって生態系等への被害を生じかねないものについては、今回は選定の対象としない。

- 在来生物に対する捕食能力が高いこと
- 魚食性が強いなど、食物連鎖の上位段階への影響が大きいこと
- 在来生物と比べ繁殖能力が高いこと
- 分布拡大能力に優れていること
- 環境への適応能力が高いこと
- 野外に遺棄されやすい性質（観賞の対象として利用され、かつ、大型化することや寿命が長いこと、容易に繁殖すること）を有していること
- 野外に意図的に放流されやすい性質（釣りの対象として利用される等）を有していること
- 在来生物と交雑を起こす可能性が高いこと
- 大量に流通・飼養されていること